

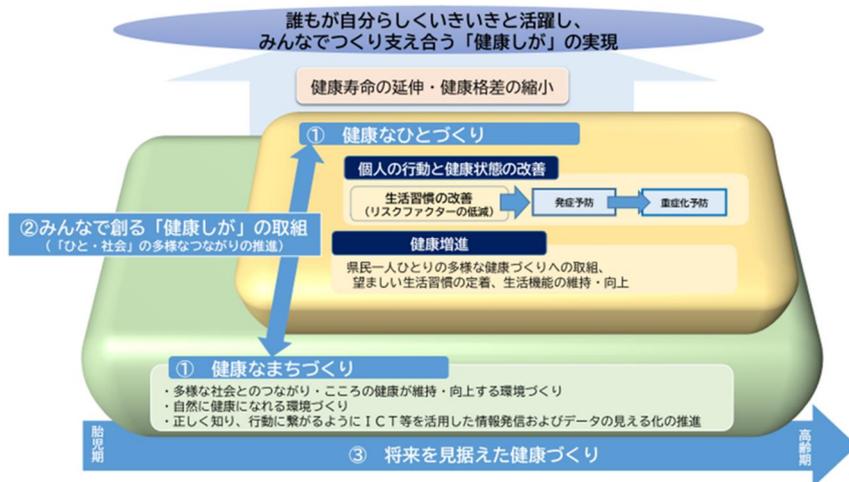
# 若者世代による健康づくり活動創出事業仕様書

## 1 委託業務の名称

若者世代による健康づくり活動創出事業

## 2 背景

本県では、健康いきいき21—健康しが推進プラン—（第3次）（令和6年度から令和11年度）に基づき、健康寿命の延伸と健康格差の縮小を目指し、個人の健康増進のもと生活の質を向上させる「健康なひとづくり」を、自然に健康になれる「健康なまちづくり」で支えるため、企業や大学、地域団体、自治体など多様な主体とともに進めている。（下図参照）



本県の平均寿命は、47都道府県中男性が1位、女性が2位と上位にある。一方で、若い女性のやせや子どもの肥満の割合が増加するなど課題がある。

健康寿命延伸のためには、適度な運動、バランスの取れた食生活の実践など、若い世代から継続した取組が必要であり、日ごろ健康を意識しない若い世代も自然に健康になれるような仕組みづくりが必要である。

## 3 委託業務の目的

本委託業務は、若者世代が若者世代のために作る「健康しが体感イベント」を行うことにより、若いころのむし歯や歯周病、骨粗しょう症、受動喫煙による健康影響などは、生涯に及ぶ可能性が高いことから、若い世代が自らの健康について知り、気づき、健康を考えるきっかけを得ることで、若いころからの継続した健康づくりの実践につながることを目的とする。また、本業務を通じて把握した若者世代への効果的な取組事例を、今後県内で行うターゲットを絞った取組創出につなげることにより、県民のさらなる健康寿命の延伸を図ることを目的とする。

#### 4 委託期間

委託契約締結の日から令和8年（2026年）3月31日（火）まで

#### 5 委託業務の内容

本委託業務は、若者世代が若者世代のために企画する「健康しが体感イベント」の開催にかかる業務を委託するものである。

県では県内大学および包括的連携協定締結企業と、県民の「生涯を見据えた健康づくり」や健康に無関心な方も自然と健康になれる「健康なまちづくり」について意見交換を行っており、今回委託する「健康しが体感イベント」は、これまでの意見交換内容も踏まえて、参加者が自分の健康について知り、気づき、動き、変わるきっかけとなるようなイベントの実施を予定している。

【表1：イベント実施場所および時期（予定）】

	場所	時期	対象	備考
A	滋賀県立大学	11月上旬頃の1日	滋賀県立大学の学生	滋賀県立大学学生支援センターおよび学生と共同実施予定。
B	びわこ学院大学	11月17日	びわこ学院大学の学生	びわこ学院大学および「健康管理学」を受講する学生と共同実施予定。
C	イオンモール草津	12月20日 12月21日	イオンモール草津の来店者	モール内のオープンスペースでのイベントを想定。イオンモールおよび立命館大学と共同実施予定。

受託者は上記の目的を達成できるような内容のイベントを創意工夫して実施すること。実施にあたっては、感染症等の感染防止措置を講じること。

##### (1) 若者世代によるイベントAに関する内容検討打合せへの同席

イベントAについて、県と滋賀県立大学が行う打合せに同席し、若者世代の意見を踏まえたイベントが、より効果的なものとなるよう、企画運営について提案を行う。

（具体的な業務内容）

- ① 県と滋賀県立大学が行うイベントについての打合せに同席する。（現地またはオンライン）
- ② 会場レイアウトを理解したうえで、企画運営について提案を行う。

##### (2) 若者世代によるイベントBに関する内容検討打合せへの同席

イベントBについて、県とびわこ学院大学が行う打合せに同席し、若者世代の

意見を踏まえたイベントが、より効果的なものとなるよう、企画運営について提案を行う。

(具体的な業務内容)

- ① 県とびわこ学院大学が行うイベントについての打合せに同席する。(現地またはオンライン)
- ② 会場レイアウトを理解したうえで、企画運営について提案を行う。

(3) 若者世代によるイベントCに関する内容検討ワーキングの開催(2回程度)

若者自身が健康への関心を高めるために、健康づくりについて知り、気づき、動き、変わるきっかけとなるようなイベントの企画を若者自身に考えてもらうためのワーキングを開催する。ワーキングメンバーは県が設定する。

ワーキング会場は連携事業を行う大学内または大学周辺の会議室で開催する。

会議は、基本的に対面形式とするが、助言者として参加が必要な者については、オンラインでの参加も可とする。オンラインで会議を開催する場合に必要な機材の手配および機材の設営は委託事業者が用意する。

なお、ワーキングは原則として9時～17時の間に90分から120分間程度で開催する。

(具体的な業務内容)

- ① ワーキングの開催にあたり、委託業者は事前に県と打合せを行うこと。
- ② ワーキングでは、若者世代が若者世代のために作る健康しが体感イベントの内容を企画する。知る・気づく・動く・変わるをキーワードに若者世代が健康への関心を高められるような取組内容を企画すること。
- ③ 委託事業者は、ワーキング当日2名配置し、以下の業務を行うこと。
  - ・会場設営(オンライン会議の機材も含む)および片付け
  - ・受付、会場内誘導
  - ・会議の司会・進行
  - ・グループワーク等意見交換の補助
  - ・オンライン会議を行う場合、確認用のPC1台(ヘッドセットおよびインターネット接続環境を含む)を持参し、県職員と協力してオンライン会議の運営補助を行う。(オンライン参加者の出欠確認、音声・画像確認等)
  - ・その他会議開催に必要な業務
- ④ ワーキングの分かりやすい実施記録(写真を入れる)を作成し、会議開催後10日以内に健康しが推進課へメールで提出する。

(4) イベントの企画および当日の運営

若者が健康について知る・気づく・動く・変わることができるようなイベントを、表1の日程により実施する。

なお、上記(1)、(2)および(3)のワーキングおよび打合せを踏まえたうえで、会場や来場者の特徴にあわせ実施内容の創意工夫を行い、県との打合せを適宜行うこ

と。

(具体的な業務内容)

- (ア) イベント参加者を増やすためのPRを行う。
- (イ) 健康しが体感ブースを設け、健康に関する測定と結果に合わせた健康アドバイスと同時に実施できるように考慮する。測定内容は、若者世代の健康課題や健康ニーズに合ったものとする。
- (ウ) イベントCでは、イオンモール草津のモール全体の活用を想定したプログラム等を企画する。イベント中の安全に配慮すること。
- (エ) イベント参加者には「健康しが」を周知できる物品を作成して参加賞として配布する。作成数の目安は1,000人分とする。
- (オ) イベントの評価として、参加者を対象としたアンケートを実施する。  
アンケート内容は、イベント内容に関する項目のほか、今後若者世代にターゲットを絞った取組創出に役立てるため、若者世代の健康課題とニーズ、意識や行動についての項目を含めること。
- (カ) 委託事業者は、イベント当日下記業務を行うために十分な人員を配置し、うち1名は現場統括の役割を担うこと。
  - ・各ブースの設営および片付け
  - ・受付、案内
  - ・イベントの司会進行(※イベントCのみ)
- (キ) イベントの分かりやすい実施記録(写真を入れる)を作成し、アンケート結果とともにイベント開催後10日以内に健康しが推進課へメールで提出する。

## 6 実績報告および成果物

- (1) 県は、受託者に対して、年度途中において、委託事業の進捗状況等の必要な事項について中間報告を求め、または実地に調査することができることとする。
- (2) 受託者は、本業務の完了後、業務の内容をとりまとめた業務完了報告書、委託業務に係る記録等を成果物として、業務完了後20日以内に県に提出すること。

## 7 実績報告等の納入場所

滋賀県 健康医療福祉部 健康しが推進課 共創推進係(大津市京町四丁目1番1号)

## 8 業務の実施について

- (1) 業務の内容の詳細については、受託者からの提案内容に基づき県と受託者で協議のうえ、決定する。
- (2) 本業務の実施にあたり、受託者は業務実施体制について県に報告すること。
- (3) 本業務の実施にあたり、受託者は県が指定する場所および方法(対面またはオンライン)で県と定期的に打合せを行い、業務進捗状況を共有すること。
- (4) 本業務の実施にあたり、連絡調整者を1名以上配置すること。

## 9 その他

- (1) 本業務の実施にあたっては、必要な関係法令を遵守すること。
- (2) 本業務の実施に際し、第三者が著作権を有するものを使用したことで問題が生じたときは、県に不利益が生じないように受託者の責任において処理すること。
- (3) 本業務の実施にあたって知り得た秘密を他に漏らしてはならない。この項については契約期間の終了または解除後も同様とする。
- (4) 成果物（業務の過程で得られた記録等を含む。）を県の許可なく第三者に閲覧、複写、貸与または譲渡してはならない。
- (5) 本業務の実施のために県が提供した資料、データ等は本業務以外の目的で使用してはならない。また、これらの資料、データ等は委託終了までに県に返却すること。
- (6) 本業務の実施における個人情報等の取扱いについては、個人情報の保護の重要性を十分認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう必要な措置を講じること。
- (7) 本業務の全部または一部を第三者に委託し、または請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ書面により申請を行い、県の承認を受けた場合は、業務の一部を第三者に委託し、または請け負わせる（以下「再委託」という。）ことができる。また、責任者の再委託は認めない。なお、再委託範囲は受託者が責任を果たせる範囲とし、再委託先に問題が生じた場合は、受託者の責任において解決すること。
- (8) 受託者は、本業務の実施にあたり、本仕様書に記載のない事項または疑義が発生した場合は、速やかに県と協議を行い、業務を実施すること。
- (9) その他、本業務の効果的な実施のために必要な事項については、県と協議の上、定めること。